



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

# 農林水産省における フードバンク活動支援の取組について

令和4年11月  
農林水産省

外 食 ・ 食 文 化 課  
食 品 ロ ス ・ リ サ イ ク ル 対 策 室  
室 長 森 幸 子

# 食品ロスが引き起こす問題

## 環境問題

水分の多い食品は、廃棄の際に  
運搬や焼却で余分なCO<sub>2</sub>を排出

食料生産により  
多量のエネルギーを消費

市町村におけるごみ処理経費

**2兆1,290億円** (令和2年度)

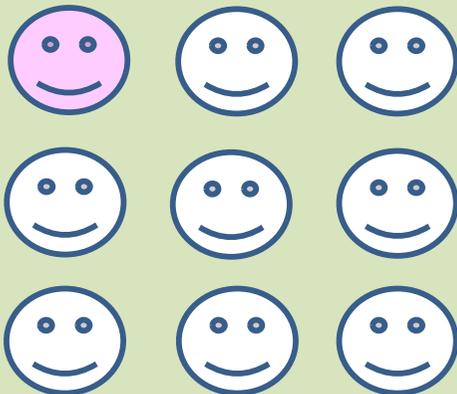
(平成25年度比+2,780億円(+15%))

1人当たりの経費 = **16,800円/年**

(平成25年度比+2,400億円(+17%))

## 食料問題

世界の9人に1人が栄養不足  
(約8億人)

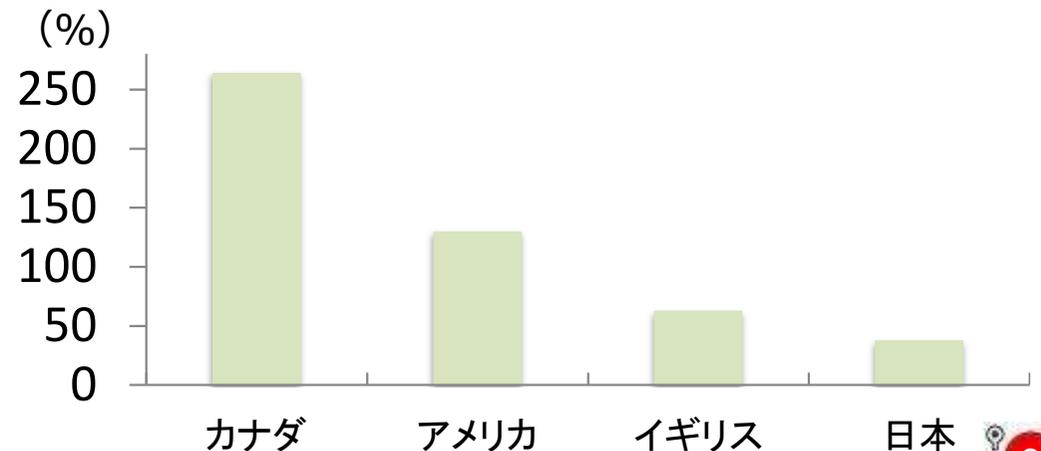


世界人口  
国連推計  
77億人  
(2019)  
↓  
**97億人**  
(2050)

摂取カロリーから見た食料自給率

**37%** (令和2年度)

(先進国では最低水準)



# 食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- ✓ 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

## ■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標(17のゴールと169のターゲット) 27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



### ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

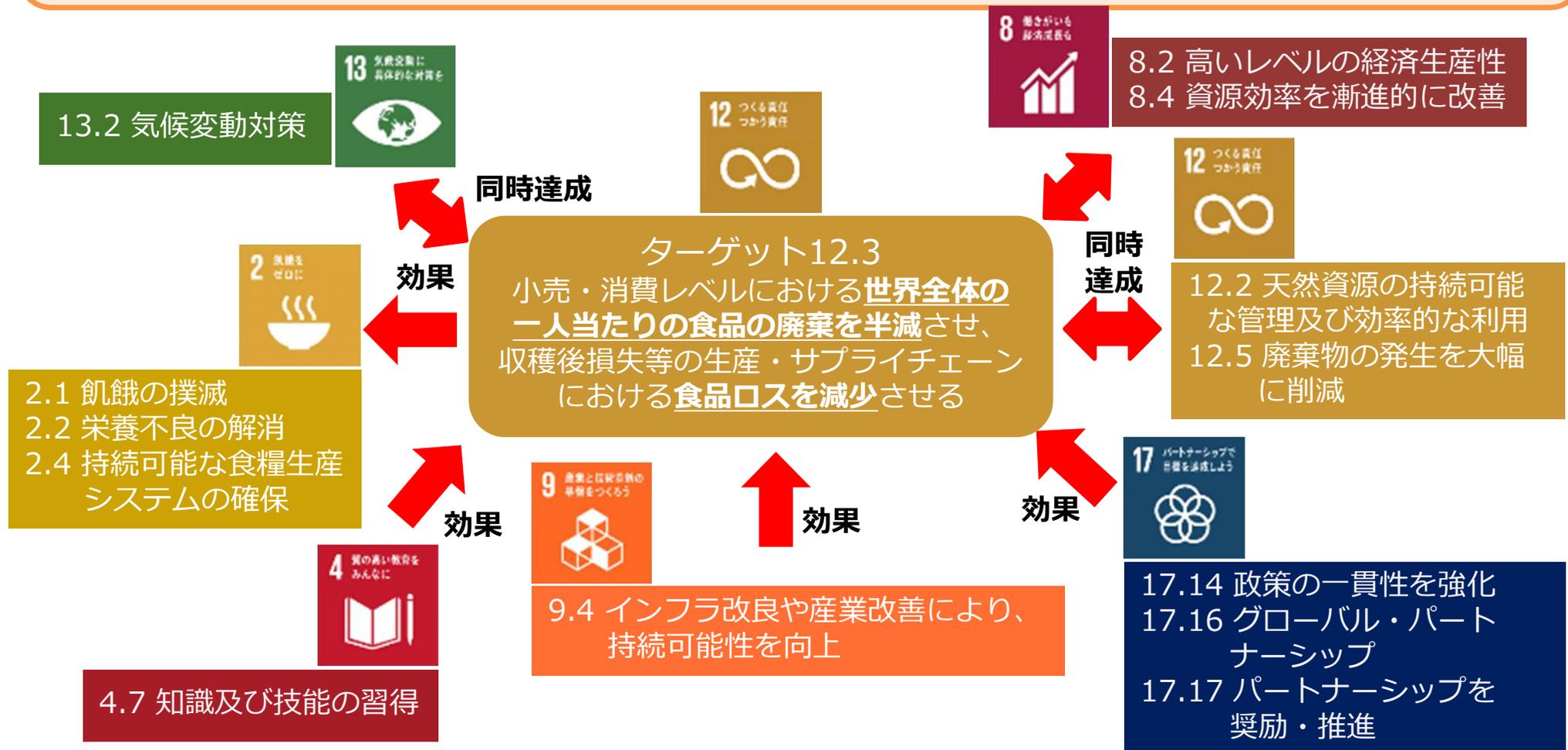
### ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



# 食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- ✓ 食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。
- ✓ 目標達成には事業者・自治体・NPO法人等、様々な立場の方の協力が不可欠。





## 経済財政運営と改革の基本方針 2022

### 新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

#### 第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

##### 1. 国際情勢の変化と社会課題の解決に向けて

我々はこれまでの延長線上にない世界を生きている。世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、力による一方的な現状変更という国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略、権威主義的国家による民主主義・自由主義への挑戦、一刻の猶予も許さない気候変動問題など我が国を取り巻く環境に地殻変動とも言うべき構造変化が生じるとともに、国内においては、回復の足取りが依然脆弱な中での輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せている。

我々に求められるのは、この難局を単に乗り越えるだけでなく、こうした**社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉**として成長戦略に位置付け、**官民が協働して重点的な投資**と規制・制度改革を中長期的かつ計画的に実施することにより、**課題解決と経済成長を同時に実現**しながら、**経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革**する「新しい資本主義」を起動することである。こうして我々自身の資本主義をバージョンアップすることにより、自由で公正な経済体制を一層強化していく。

# 食品ロスの削減

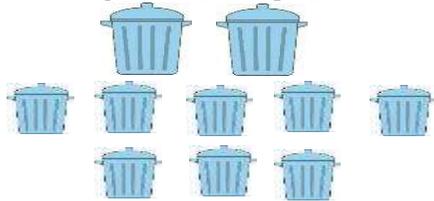
- ✓ 食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）量（令和2年度推計）は522万トンとなっている。
- ✓ 事業系食品ロスの発生量（令和2年度推計）は275万トンとなっており、このうち食品製造業が44%、外食産業が29%を占め大部分となっている。

## 日本の「食品ロス」 約522万トン



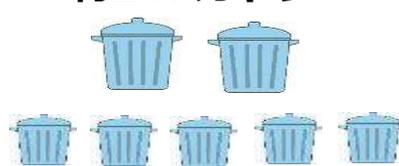
### 事業系

約275万トン

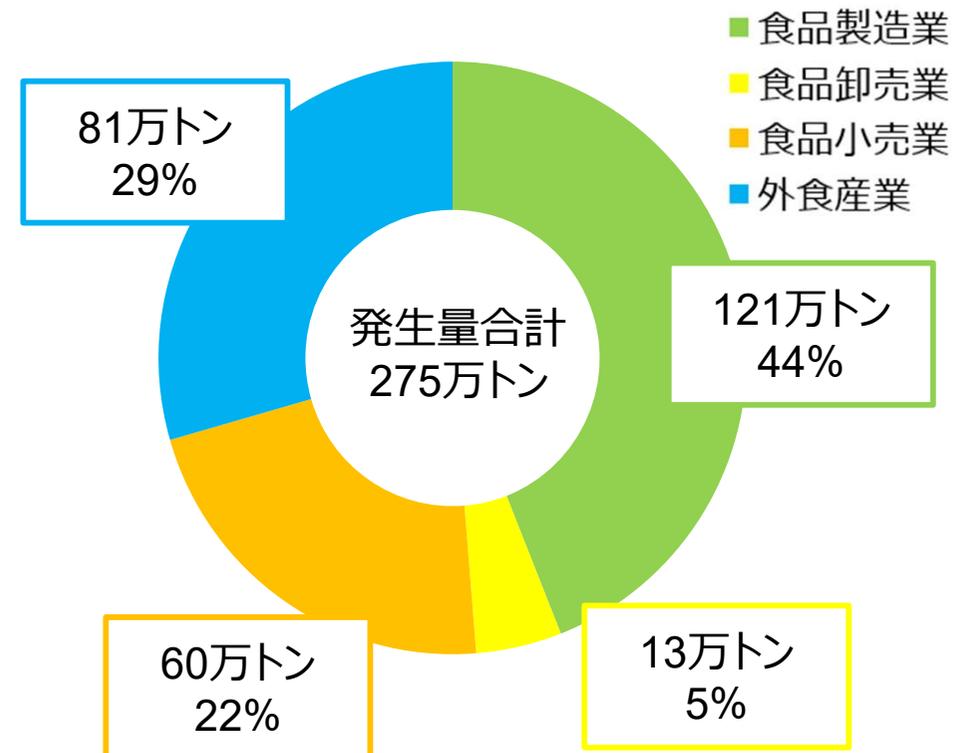


### 家庭系

約247万トン



## 事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



国民1人当たり食品ロス量

**1日 約113g**

※ 茶碗約1杯のご飯の量に近い量

**年間 約41kg**

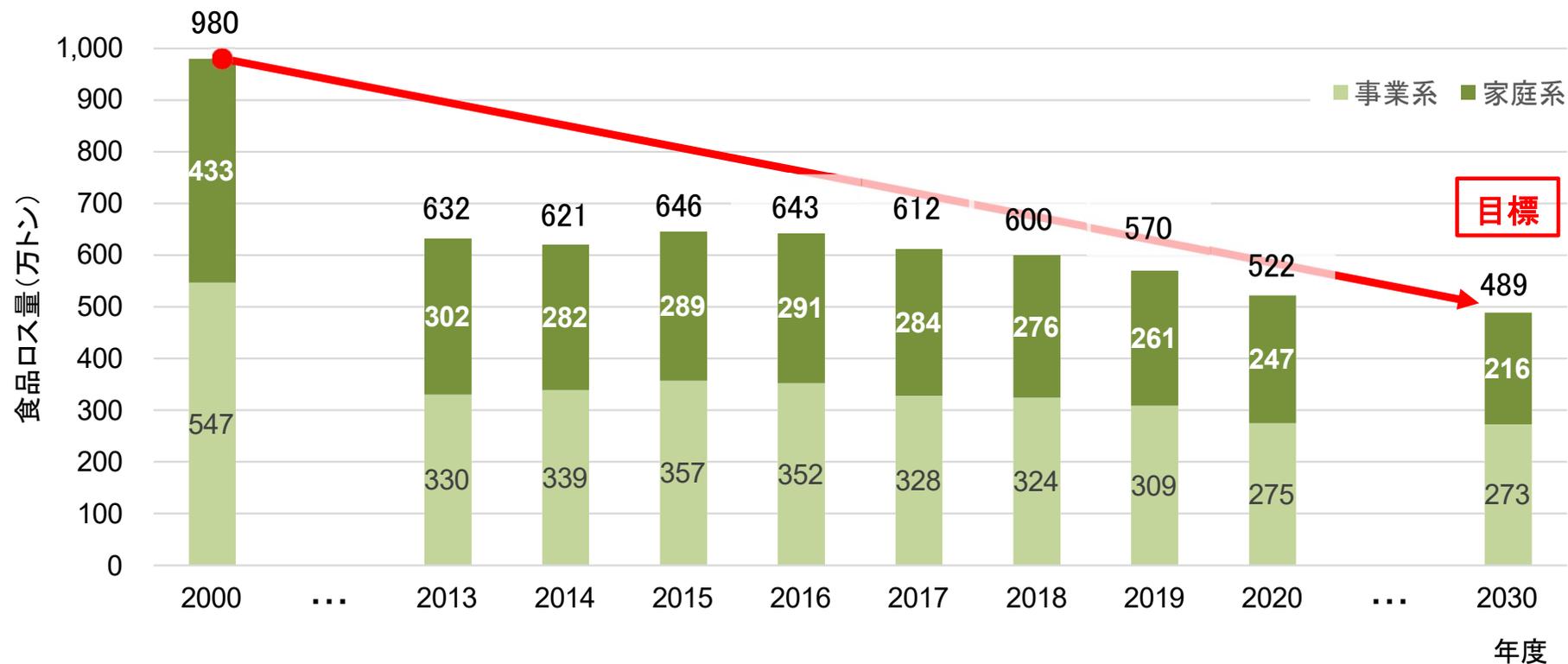
※ 年間1人当たりの米の消費量（約53kg）に近い量

資料：総務省人口推計(2020年10月1日)  
令和元年度食料需給表（確定値）



# 食品ロス量の推移と削減目標

✓ 2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2030
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	216
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	273
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	489

(農林水産省及び環境省 推計)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

資料：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」

# 食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）

## 前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

## 食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

## 食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

※基本方針の閣議決定：令和2年3月31日

## 基本方針等（第11条～第13条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

## 基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等  
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ **フードバンク活動の支援**、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

## 食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置



## ○ 事業者の責務について（法第5条）

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

## ○ 関係者相互の連携及び協力（法第7条）

国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## ○ 求められる行動と役割（基本方針）

【農林漁業者・食品関連事業者】

（例）

- ・ 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る
- ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用
- ・ 納品期限（3分の1ルール）の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長
- ・ 季節商品の予約制等需要に応じた販売
- ・ 値引き・ポイント付与等による売り切り
- ・ 外食での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応
- ・ **フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う**
- ・ 食品ロス削減に向けた取組内容等の積極的な開示
- ・ 食品ロス削減の活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。

# 事業系食品ロスの発生要因と対策の方向



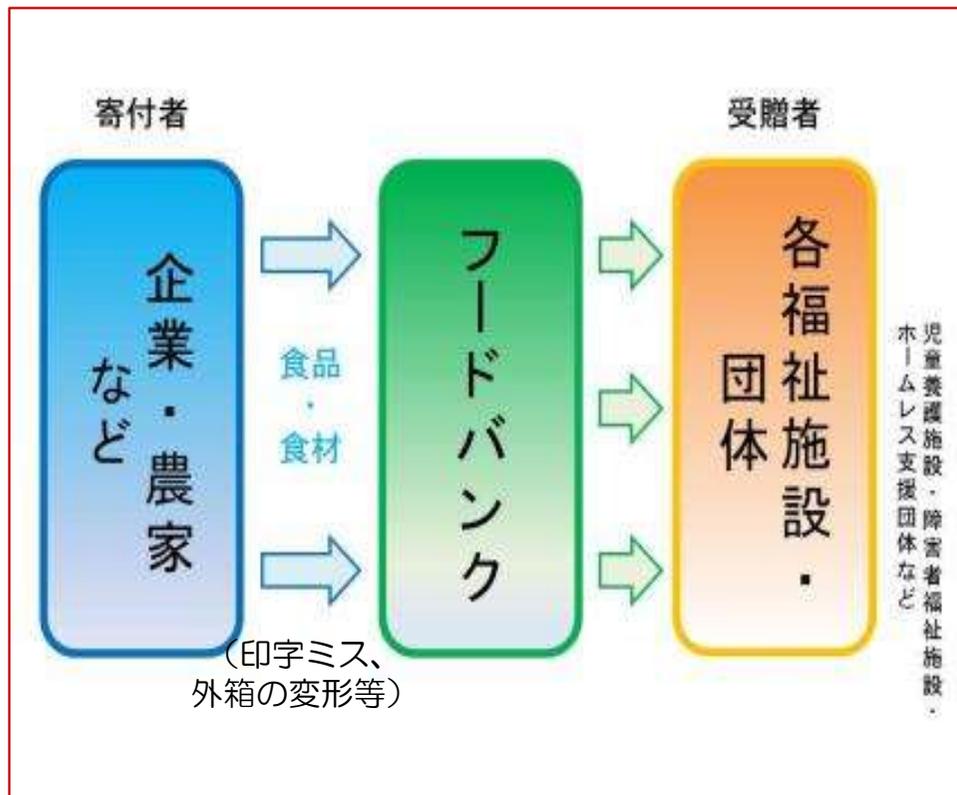
- ✓ 食品ロスの発生要因としては、いわゆる3分の1ルール等の商慣習や消費者の賞味期限への理解不足など。
- ✓ 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が必要。

	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商慣習                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない</li> <li>・先に入荷したもののより前の賞味期限のものは入荷しない</li> </ul> </li> </ul>	○商慣習の見直し
食品卸売業		
食品小売業		
	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の推進
	○消費者の賞味期限への理解不足	○フードバンクとの連携
		○消費者への啓発
外食産業	○消費者の食べ残し	○「食べきり」「持ち帰り」の促進

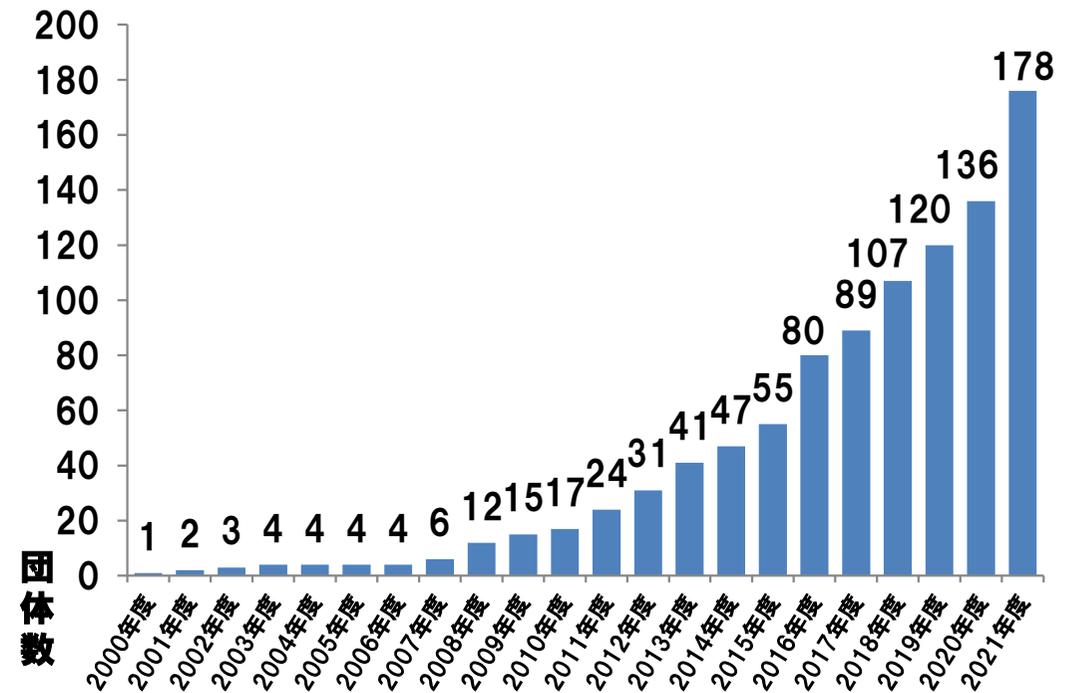
# フードバンク活動とは

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。（日本では北海道から沖縄まで178団体が活動）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に物価高騰の影響も加わり、生活困窮者へ食品を届けやすくすることが課題となっており、こども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割の重要性が高まっている。

## 概要図



## 国内のフードバンク団体数



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（令和元年度調査）等

# フードバンク活動に対する課題



## 供給側（食品関連事業者）の意見

- ・ 食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。（物品管理をしっかりとってもらわないと供給できない。）
- ・ 衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。

## フードバンク側の意見

- ・ 組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足。
- ・ 認知度が低く、利用者・寄付者のマッチングが効率的に行われていない。
- ・ 生鮮食料品は品質劣化が早く、寄贈が不定期、かつ品目・量にも偏りがあり、寄附先のニーズとのマッチングが難しく、取り扱いにくい。
- ・ 肉・魚については、保冷車や冷蔵冷凍設備が必要で新たな投資が必要で、寄附先における保存状態の把握も必要でリスクが高い。

# フードバンク活動の手引き

- ✓ 食品の品質管理やトレーサビリティに関するフードバンクの適切な運営をすすめ、信頼性向上と取扱数量の増加につなげるため、フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きを作成。（2016年11月公表、2018年9月改正）

## 手引きの対象 範囲

国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動

## 手引きの主な内容

### ◆食品の提供又は譲渡における原則

食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品衛生上問題のない食品を提供又は譲渡

### ◆関係者におけるルールづくり

食品提供事業者、フードバンク活動団体、福祉関係団体は、食品の受け渡しに係る合意書を双方で保有（合意書の例を手引きに添付）

### ◆提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理

食品提供事業者 - 食品の安全性に係る確認

フードバンク活動団体 - 食品の保管・荷捌き場所の確保と衛生管理、記録表の記載

### ◆情報の記録及び伝達

衛生管理や食品提供履歴に関する記録表を作成し、食品の情報を保管し、安全性に疑義が生じた際に速やかに情報を伝達

手引きの概要・全文はこちら

（下記サイトの「5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」）

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html)



# 農林水産省におけるフードバンクへの支援事業



## スタートアップ、先進的取組への支援

(令和4年度当初予算) 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援【90百万円】

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援  
設立間もない団体等に対して
  - ① **検討会や研修会開催**(定額補助)、
  - ② **運搬用車両、一時保管用倉庫**(冷蔵庫・冷凍庫を含む)等の賃借料(1/2補助)を支援。
2. フードバンク活動団体の先進的取組支援  
広域連携等、**先進的な取組**を行うフードバンクに対して、その取組に**必要な経費を支援**(1/2補助)。

## 食品の受入れ・提供の拡大への支援

(令和3年度補正予算) フードバンク支援緊急対策事業【194百万円】

子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大**するために必要となる**運搬用車両、一時保管用倉庫**(冷蔵庫・冷凍庫を含む)等の賃借料、**輸配送費を支援**(定額補助)。  
(上限額500万円/団体。複数都道府県での活動や他団体と連携する場合は1,000万円へ引上げ。)

## 活動強化に向けた専門家派遣等

(令和4年度予備費) フードバンク活動強化緊急対策事業【123百万円】 (委託)

1. 専門家派遣等  
**食品の取扱量拡大、食品提供元となる企業や食品提供先となる子ども食堂等とのマッチング、活動計画策定**等に必要なノウハウ獲得を促進するため、**専門家派遣等**によるサポートを実施。
2. ネットワーク強化  
食品の取扱量拡大に向け、食品企業や子ども食堂等とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するため、**情報交換会等のネットワーク強化のサポート**を実施。

# フードバンクへの食品提供・寄附にかかる税制上の取扱いについて

## 食品提供にかかる税制上の取扱い

- ✓ フードバンクへの食品の提供が、企業等の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入可能。
- ✓ 広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入可能。
- ✓ 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿額」を指し、食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含む。

※企業の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。

※企業とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※企業が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要がある。

## 寄附にかかる税制上の取扱い

- ✓ 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入可能。
- ✓ 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。

フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いについて（農林水産省ホームページ）  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html)

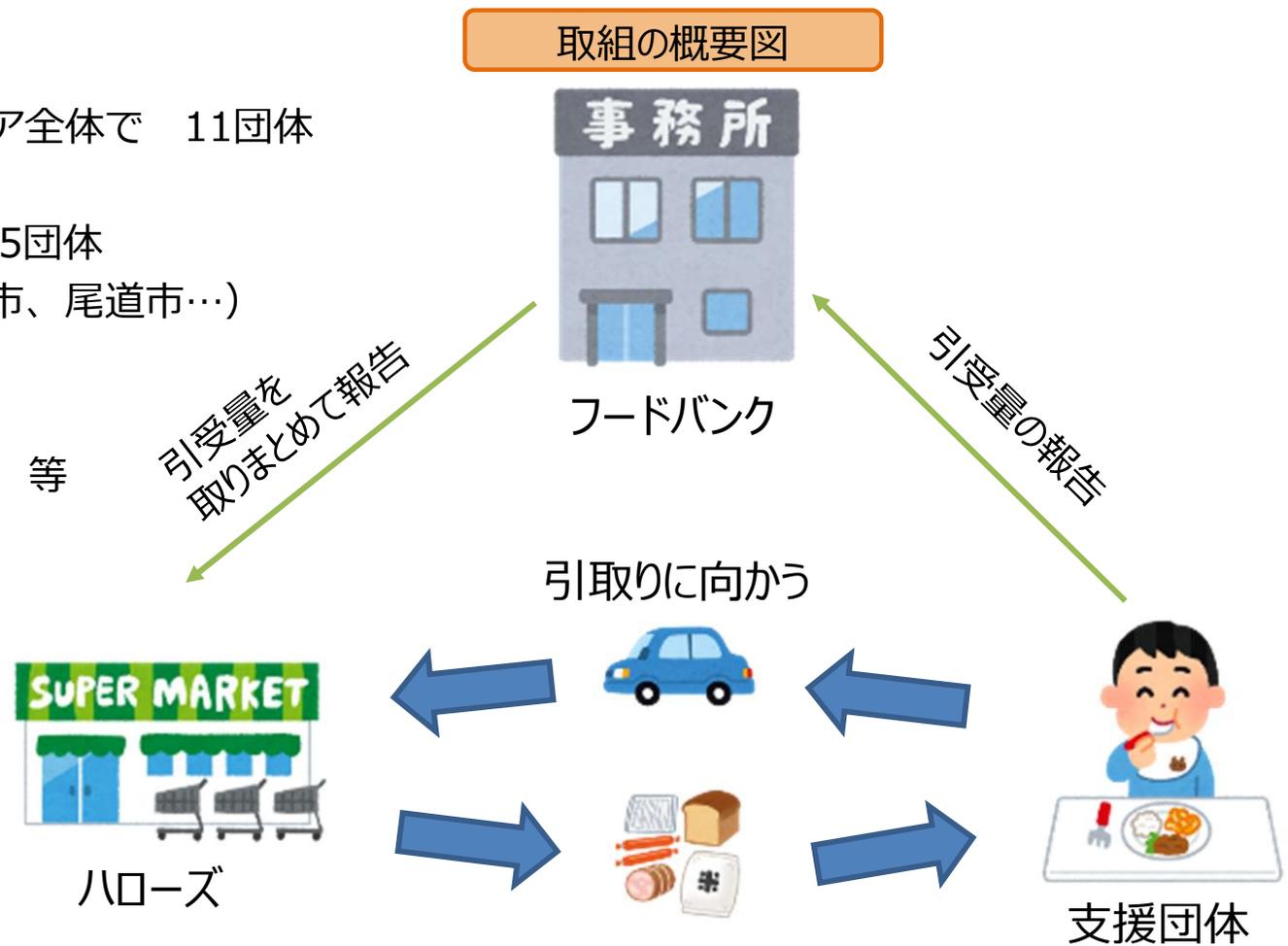


# 食品小売事業者（株）ハローズの例

- ・ 月間約4トンの食品をフードバンク等に提供。
- ・ 規格外農産物や加工肉等の食品提供も積極的に行っており、1ヶ月で約1トンを提供。
- ・ フードバンクと契約を締結した子ども食堂等の支援団体が、近隣の店舗へ直接引取りに向かう。

## 食品提供施設一覧

- ① フードバンク ハローズ出店エリア全体で 11団体
- ② 子ども食堂 約30団体
- ③ 障害者就労支援施設 A型・B型 5団体
- ④ 社会福祉協議会（赤磐市、岡山市、尾道市…）
- ⑤ その他支援を必要とする団体  
岡山市 ホームレス支援きずな  
倉敷市生活自立相談支援センター 等



## 食品小売事業者（(株)ローソン）によるフードバンクへの食品提供の取組例

- ✓ 株式会社ローソンは、未利用食品を、一般社団法人全国フードバンク推進協議会（全国のフードバンク30団体が加盟）を通じて、食品の支援を必要としている家庭やこども食堂等に寄贈する取組を開始。

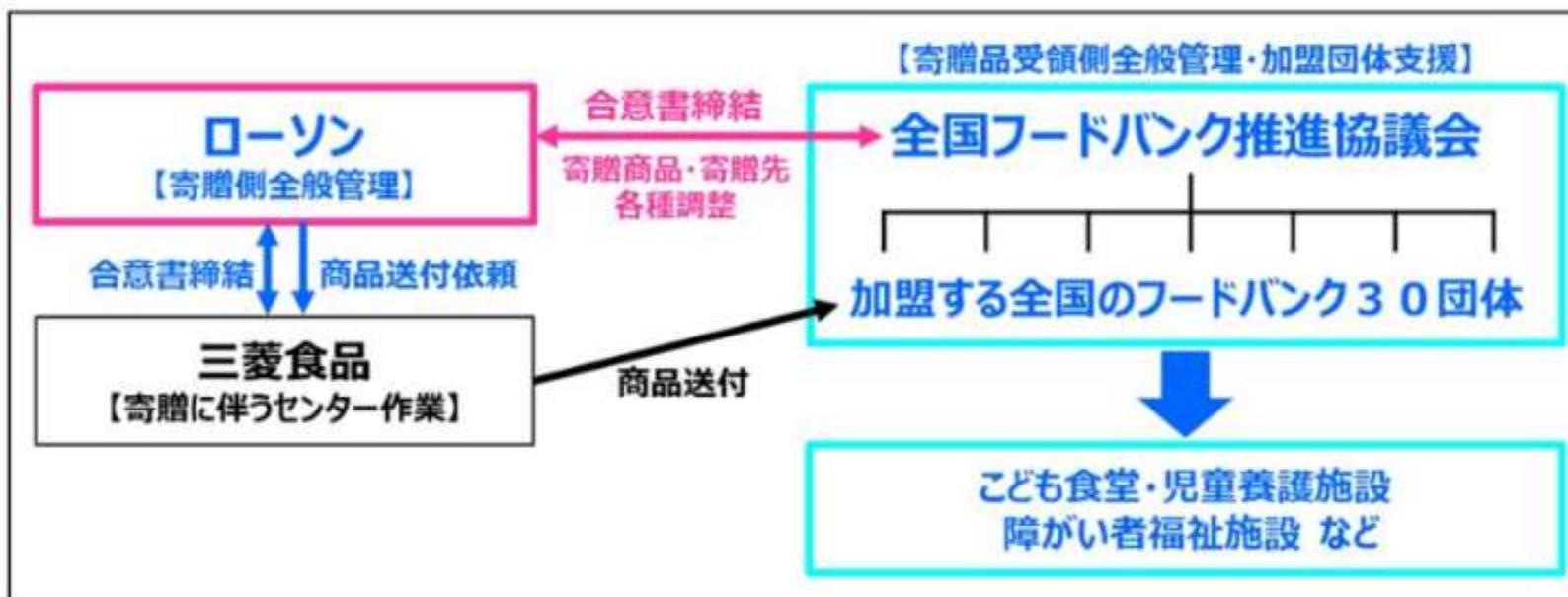
### 【対象となる未利用食品】

「店舗への納品期限を迎えてしまった商品（賞味期限は残っている商品）」などの余剰食品  
（※菓子・即席麺・缶詰・調味料など様々な食品が対象）

初回は、プライベートブランド「ローソンセレクト」のお菓子など約2万7000個を、東北から九州のフードバンク24団体に寄贈（令和元年8月までに実施済）

### 【未利用食品提供のフロー図】

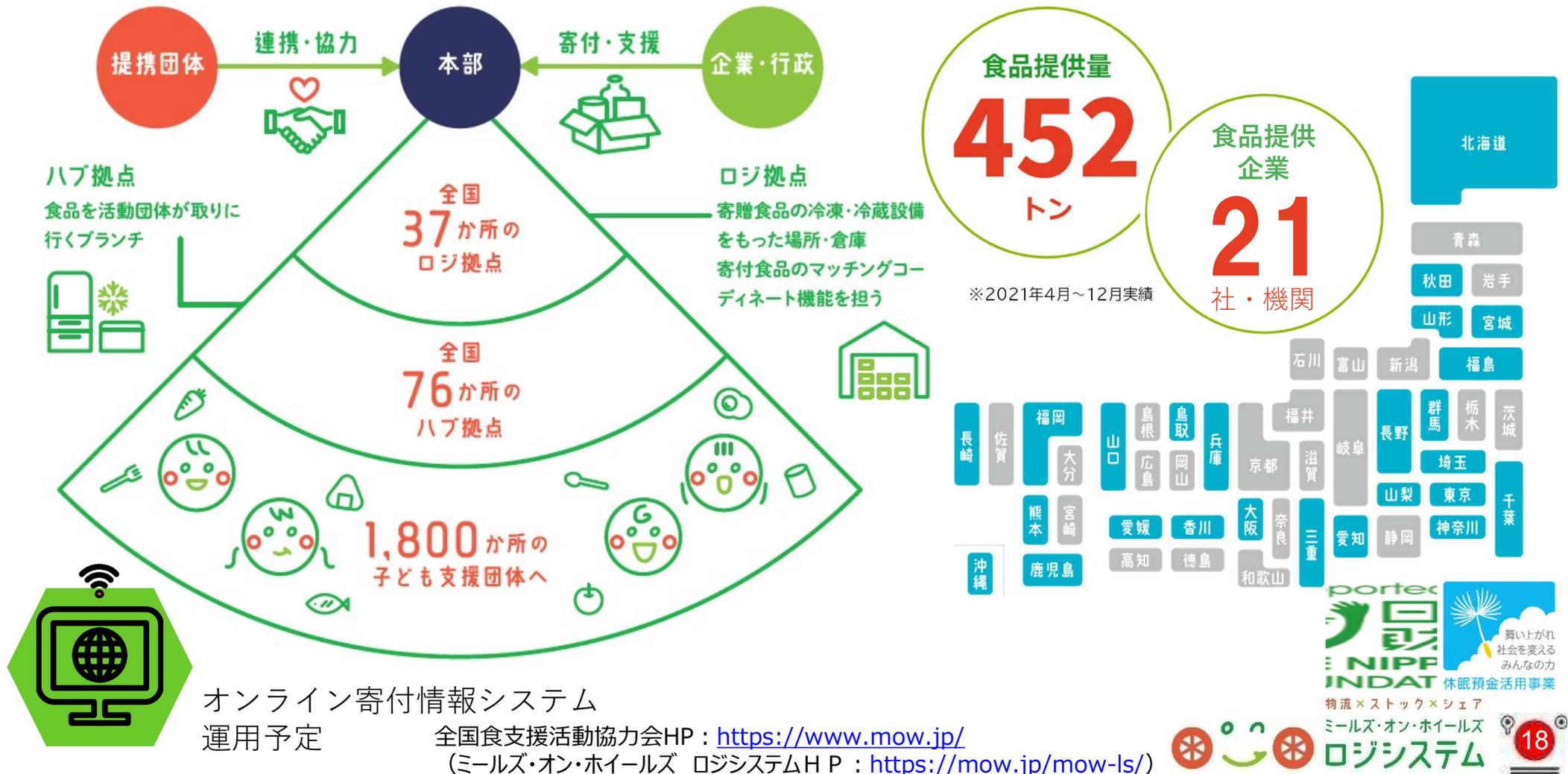
ローソンは、物流センターを運営する「三菱食品株式会社」と本取組に係る合意書を締結し、対象となる食品の提供を希望する全国のフードバンクへ物流センターから直接納品する仕組み。



# 各地域のネットワークによる全国への食料支援の取組（（一社）全国食支援活動協力会）

- ✓ 全国25都道府県37拠点に寄附食品を受入・保管できるロジ拠点を整備し、約1,800ヶ所の食支援団体へ食品を提供できる体制を整備。拠点の設備は常温・冷蔵・冷凍に対応。
- ✓ 企業からの寄附食品を、量を集約して卸せるようにすることで配送を効率化し、費用を軽減。
- ✓ オンラインで寄贈申請可能な寄付情報システムを運用予定。

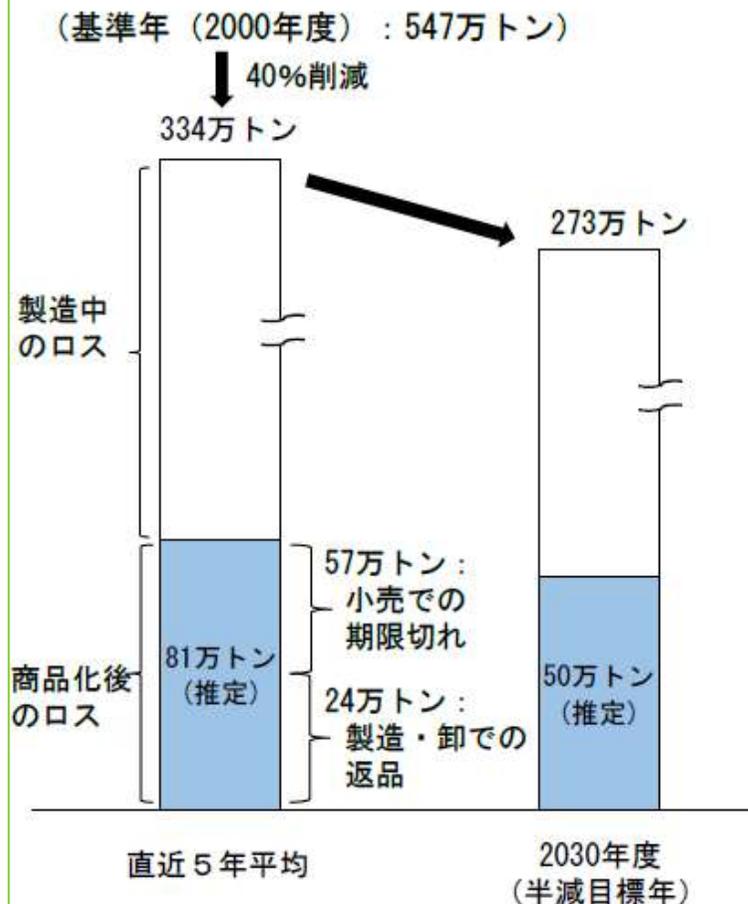
## ○ 全国食支援活動協力会において全国の企業等からの寄附相談を一括で受け、各地域への寄附を調整



## 期限内食品ロス最小化対策の強化について

- 10月の食品ロス削減月間を中心に、特に期限内食品のロスに関して、以下の取組を経営層に強力に要請し、食品の製造、流通、販売コストを抑制する。
  - ① 厳しい納品期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直し
  - ② 企業の定期情報開示における食品ロス削減の取組状況に関する記載
- それでも発生する賞味期限内食品については、フードバンクや子ども食堂への寄附が進むよう企業とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進し、生活困窮者支援にも貢献。

### 〔事業系の食品ロス〕



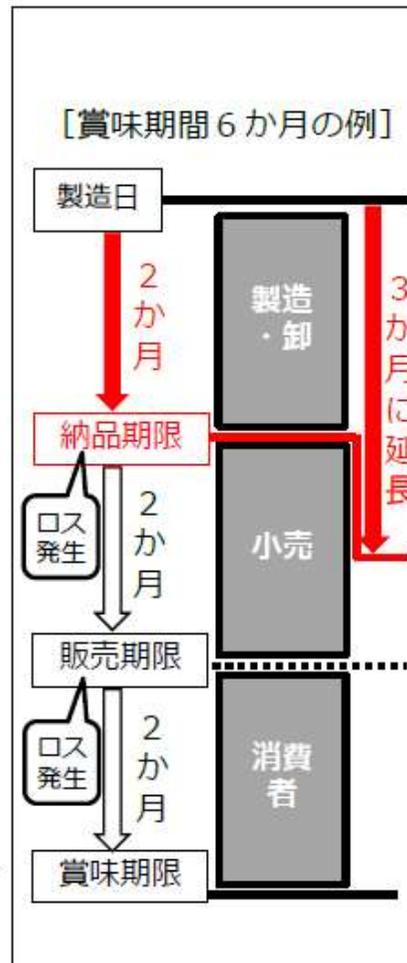
### 対策の強化

#### 《商品化後のロス削減の取組》

- ① 厳しい納品期限(3分の1ルール)等の商慣習の見直しを経営層に強力に要請
- ② 企業の定期情報開示における食品ロス削減の取組状況に関する記載を経営層に要請
- ③ 消費者の行動変容を官民協働で啓発
- ④ 賞味期限の延長、AIを活用した需要予測の精緻化等民間等が保有する新たな技術・手法の導入、新商品の開発促進

#### 《上記を実施しても発生する期限内食品ロスへの対応》

- ⑤ 製造事業者や物流事業者とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進
- ⑥ フードバンク等における保管、運搬、人員の確保方策の収集・共有



# 期限内食品ロス最小化対策の強化に関する大臣メッセージ



食品製造流通事業者の皆様へ

期限内食品はすべて消費者へ

食品原材料価格が高騰する中、コストの削減と値上げ幅の緩和を図っていくためには、期限内食品を消費者に売り切っていくこと、またあわせて、それでも発生する期限内食品を生活困窮者に寄附していくことが社会全体で強く求められています。これらはいずれも食品ロスの削減にも貢献するものであります。

これを進めるためには、「期限内食品はすべて消費者に届ける」との思いの下、川上から川下までの関係者が、共に取り組んでいくことが不可欠です。社会経済環境が厳しい中、食品の安定供給を担う農林水産大臣として、改めて、納品期限の緩和をはじめとする以下の取組を徹底し、また、拡大していただくようお願い申し上げます。

(食品小売・卸売事業者の皆様へ)

- ① 納品業者に対して厳しい納品期限を求めていますか。  
未だに3分の1ルールをとっている場合は直ぐに緩和してください。

(食品製造事業者の皆様へ)

- ② 賞味期限の安全係数を過度に低く設定していませんか。  
安全係数は0.8以上を目安としてください。
- ③ 賞味期限が3カ月を超えるものを「年月日」の表示にいませんか。「年月」の大括り表示にしてください。

(全ての食品製造流通事業者の皆様へ)

- ④ 期限内であるにもかかわらず消費者への販売に至らない食品は、フードバンクや子ども食堂に寄附してください。提供に要する費用は損金算入もできます。
- ⑤ 有価証券報告書・統合報告書において、フードバンクへの寄附等食品ロス削減に関するそれぞれの取組を世の中に向けて発信してください。

令和4年9月29日  
農林水産大臣 野村哲郎

# 4 適正な価格形成への理解醸成と食品アクセスの確保

【令和4年度補正予算額 2,476百万円】

## <対策のポイント>

食料や生産資材等の価格が高騰する中、適正な価格形成に向けた国民理解の醸成を図るとともに、社会的弱者の食品アクセスの確保に向け、サプライチェーンの改善・強化、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクに対する支援やこども食堂・こども宅食による食育の取組の支援を行います。

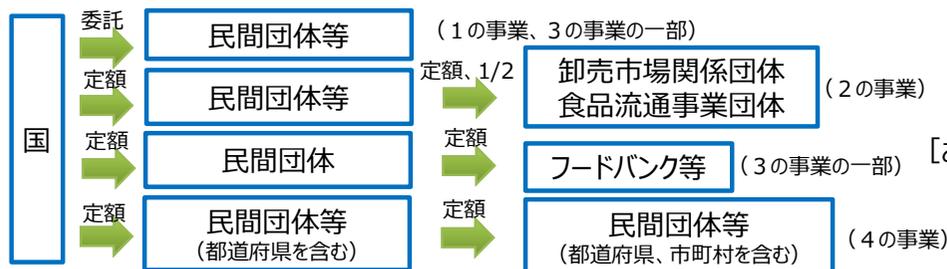
## <事業目標>

- 食料自給率の向上（供給熱量ベース45%、生産額ベース75% [令和12年度まで]）
- 事業系食品ロス量を半減（273万t [令和12年度まで]）

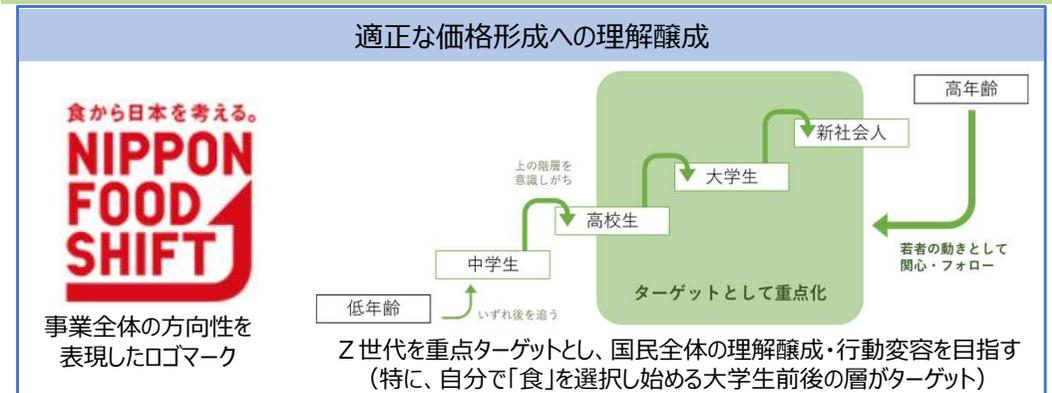
## <事業の内容>

- 1. ニッポンフードシフト総合推進事業** 800百万円  
Z世代を重点ターゲットとして、食と環境を支える農林水産業・農山漁村の魅力等について、国民理解の醸成を図るため、官民協働により、メディア・SNS等で情報発信するとともにシンポジウム・フェアを開催します。
- 2. 生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策** 876百万円  
生鮮食料品等の安定供給を継続的に行うための先進的な取組（共同配送、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等）の実証や設備・機器等導入を支援します。
- 3. 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業** 300百万円  
フードバンク等に対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援するとともに、フードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資するよう、専門家派遣、マッチング・ネットワーク強化を支援します。
- 4. 地域での食育の推進** 500百万円  
地域の関係者等が取り組む、こども食堂等の共食の場の提供やこども宅食における日本型食生活の普及・啓発などの食育の取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)	大臣官房政策課食料安全保障室	(03-6744-2395)
(2の事業)	大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	(03-3502-8237)
(3の事業)	大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	(03-6744-2066)
(4の事業)	消費・安全局消費者行政・食育課	(03-3502-5723)

## <対策のポイント>

食品原材料価格が高騰する中、コストの削減を通じて価格高騰の抑制に資する食品ロスの削減が重要となっています。フードバンク活動を通じた食品ロス削減を図るため、**フードバンク等に対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援するとともに、フードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資するよう、専門家派遣、マッチング・ネットワーク強化を支援します。**

## <事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

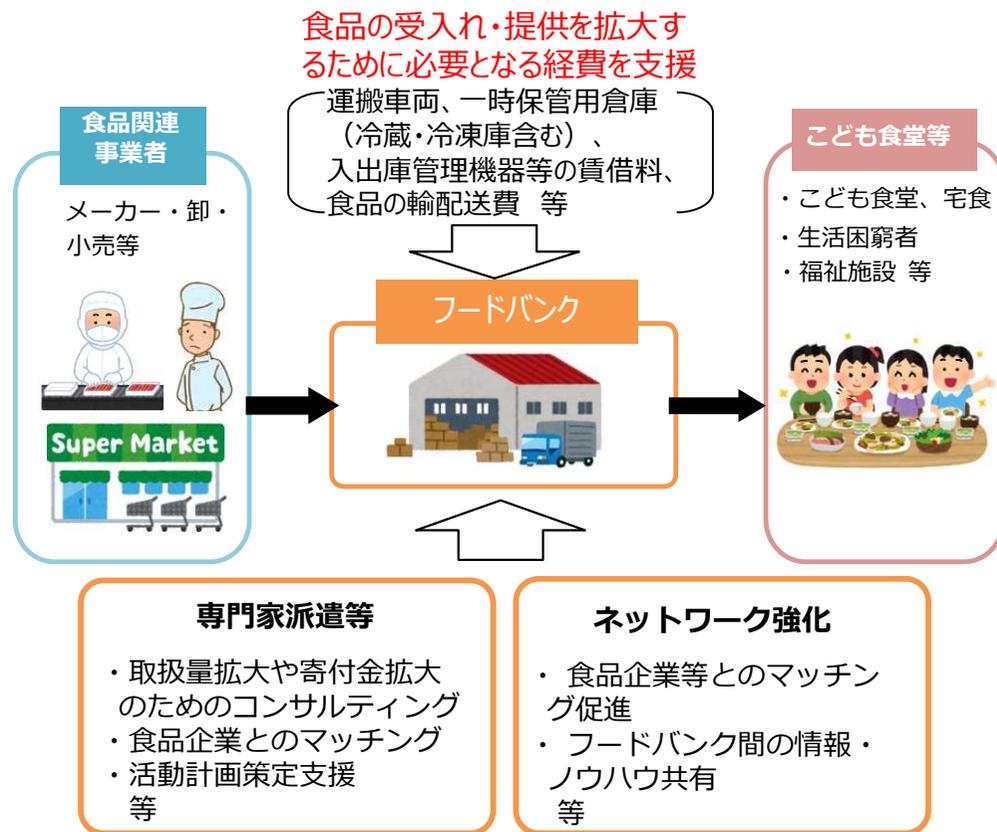
フードバンク等に対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

### 2. 専門家派遣等及びネットワーク強化

全国各地のフードバンクからの求めに応じて、フードバンクにおける食品の取扱量拡大、食品提供元となる企業や食品提供先となる子ども食堂等とのマッチング、活動計画策定等に必要となるノウハウ獲得を促進するため、**専門家派遣等によるサポート**を実施します。

フードバンクにおける食品の取扱量拡大に向け、食品企業や子ども食堂等とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するため、**フードバンク等のネットワーク強化のサポート**を実施します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）